

(別添 3)

平成 30 年度教育庁主要施策

東京都教育委員会

目 次

取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実・・・・・・・・・・ 5

主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

- 1 小・中学校における基礎学力の定着
- 2 高等学校における学力の確実な定着
- 3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実
- 4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- 5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進
- 6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
- 7 AI時代における教育の推進
- 8 給付型奨学金による支援

主要施策 2 理数教育の充実

- 1 小・中学校における理科教育の推進
- 2 高等学校における理数教育の充実

取組の方向 2 世界で活躍できる人材の育成・・・・・・・・・・ 11

主要施策 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

- 1 小学校における英語教科化の推進
- 2 中学校における英語教育の充実
- 3 高等学校における英語教育の充実
- 4 学校外における英語に触れる環境の充実

主要施策 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

- 1 国際交流の推進
- 2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援
- 3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

主要施策 5 日本人としての自覚と誇りの^{かん}涵養

- 1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

取組の方向 3 社会的自立を促す教育の推進・・・・・・・・・・ 16

主要施策 6 人権教育の推進

- 1 人権教育の推進

主要施策 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

- 1 小・中学校における考え議論する道徳の推進
- 2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

- 1 キャリア教育の推進
- 2 防災教育の推進

主要施策 9 不登校・中途退学対策

- 1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援
- 2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組
- 3 チャレンジスクールの拡充
- 4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

- 1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進
- 2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備

取組の方向 4 子供たちの健全な心を育む取組・・・・・・・・・・ 22

主要施策 11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

- 1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進
- 2 自殺予防対策に関する取組の徹底
- 3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実
- 4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

主要施策 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化

- 1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

取組の方向 5 体を鍛え健康に生活する力を培う・・・・・・・・・・ 25

主要施策 13 体力向上を図る取組の推進

- 1 「アクティブプラン to 2020」の推進

主要施策 14 健康づくりの推進

- 1 健康教育の推進
- 2 アレルギー疾患対策の推進
- 3 食育の推進

取組の方向 6 オリンピック・パラリンピック教育の推進・・・・・・・・・・ 28

主要施策 15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める・・・・・・・・・・ 30

主要施策 16 優秀な教員志望者の養成と確保

- 1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成
- 2 優秀な教員志望者の確保

主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

- 1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実
- 2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上
- 3 指導教諭の活用
- 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
- 5 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進

主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成

- 1 学校のリーダーを育成する支援の充実
- 2 教育管理職選考制度等の改善

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

主要施策 19 都立高校改革の着実な推進

- 1 都立高校改革推進計画に基づく取組

主要施策 20 特別支援教育の着実な推進

- 1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組

主要施策 21 学校運営力の向上

- 1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実

主要施策 22 学校の教育環境整備

- 1 耐震化の推進
- 2 トイレ整備の推進
- 3 冷房化の推進
- 4 ICT環境整備の更なる推進
- 5 安全対策のための防犯カメラの整備
- 6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

主要施策 23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

- 1 学校と家庭の連携の推進

主要施策 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

- 1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

- 1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実

主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

- 1 小・中学校における取組の推進（再掲）
- 2 高等学校における取組の推進（再掲）

取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

【施策の必要性】

児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、主体的に学習できる力を培うためには、一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かな指導を行うことが重要である。

また、これからの変化の激しい時代を生き抜く児童・生徒には、知識・技能の習得のみならず、他者と協力・協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度、新たな価値を創造する力を育むことが求められる。

さらに、日進月歩で技術革新が行われる社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、理数教育の一層の充実を図り、科学技術立国日本を支える人材を育成することが必要である。

主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に^レ悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び「同ソフト」の活用を一層推進するとともに、基礎・基本の定着を図る。

◇主要事務事業（例）

- 児童・生徒の学力向上を図るための調査
- 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置
- 都及び国の学力調査結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進
- 学校訪問の実施
- 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供
- 習熟度別指導の一層の推進
- 「東京ベーシック・ドリル」及び「同ソフト」の活用
- 学力格差解消に向けた取組

2 高等学校における学力の確実な定着

生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業を改善するなど校内で組織的・計画的な指導を行う。

また、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施し、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導を行う。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

あわせて、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に努力できるよう支援するため、学力の定着等に向けた指導資料「東京リ・スタディ」を活用し、「ゆめナビプロジェクト」を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 「都立高校学力スタンダード」活用事業
- 「校内寺子屋」の推進
- 「ゆめナビプロジェクト」の推進

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援など活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

高等学校においては、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒に対する学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

◇主要事務事業（例）

- 「放課後子供教室」の促進
- 「地域未来塾」の促進
- 「スタディ・アシスト事業」の実施
- 「校内寺子屋」の推進（再掲）

4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指す。平成 28 年度から 3 年間、アクティブ・ラーニング推進校を 15 校ずつ指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導に関する研究及び、指導資料の開発・普及を図る。

また、探究的な学習等を用いて、主体的・協働的に学びながら、生徒一人一人に思考力・判断力・表現力を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を極める知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力等を身に付けさせ、グローバル社会で活躍するリーダーを育成する「知的探究イノベーター推進校」事業を指定校 3 校で実施する。

◇主要事務事業（例）

- 主体的・対話的で深い学びの推進
- 知的探究イノベーター推進事業
- カリキュラム・マネジメントの推進

5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

◇主要事務事業（例）

- 都立学校における進学指導重点校等の取組の推進

6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決に向けて自分ができることを考え実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校 30 校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を行う、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。

また、都内全公立学校において、環境への取組（3R（リデュース、リユース、リサイクル））について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践し、環境について理解を深める取組を実施する。

さらに、児童・生徒に環境保全に必要な知識を与えるとともに、3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを理解させ、その実践を促すために、都内全公立学校に「環境掲示用教材」を配布する。

◇主要事務事業（例）

- 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
- スクールアクション「もったいない」大作戦の実施
- 環境教育掲示用教材の作成・配布

7 AI時代における教育の推進

児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせる学習活動を推進するため、都内公立小学校においてプログラミング教育推進校を 75 校指定し、指導計画や実践事例の開発・普及を図る。

その際、企業等と効果的な連携を通じた取組を促し、新学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 小学校におけるプログラミング教育の推進

8 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、主体的に学校活動に取り組み、自らの未来を切り開いていく力を伸ばせるよう、学校活動を通して現物給付による奨学金を支給する。

◇主要事務事業（例）

- 給付型奨学金による支援の実施

主要施策 2 理数教育の充実

1 小・中学校における理数教育の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心を持つ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、地域人材、保護者、学生等のボランティアを活用した理科授業の充実、大学や企業と連携した特別プログラムの実施を通じた理科好きな児童・生徒の育成、アドバイザーの派遣による教員の指導力向上など、各地域における理科教育施策の整理・充実に支援するため、「理科教育支援推進事業」を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 「小学生科学展」の実施
- 「東京ジュニア科学塾」の実施
- 「中学生科学コンテスト」の実施
- 理科教育支援推進事業
- 理科教育カンファレンスの実施

2 高等学校における理数教育の充実

東京都の理数教育を牽引するために、都立高校における科学技術系人材育成の拠点として、「理数アカデミー校」に指定した都立富士高等学校・附属中学校において、中学校段階から6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成する。また、「理数リーディング校」を3校指定し、新学習指導要領に向けて数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行い、教科・科目の枠にとらわれない多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う資質と能力を育成する。

さらに理数に興味を持つ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として引き続き指定するとともに、「理数リーディング校」、「理数アカデミー校」以外の都立高校生で理数に興味・関心を持つ生徒を対象に、大学等の研究施設での高度な研究活動や、先端施設の見学や研究者の講義などを行う「理数研究ラボ」を実施する。

あわせて、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校における、医学部等への進学を希望する生徒同士によるチームにおいて、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

◇主要事務事業（例）

- 「理数アカデミー校」の充実
- 「理数リーディング校」の指定
- 「理数研究校」の指定
- 理数研究ラボ事業の実施
- 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

【施策の必要性】

グローバル社会でたくましく生き抜くためには、世界で通用する英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要である。

また、国際社会の一員であることを自覚した上で世界各国の人々と交流し、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重しつつ積極的にコミュニケーションを図れるようにすること、自らの国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解を深め、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心を育むことが重要である。

さらに、平成30年2月には、グローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明確にした「東京グローバル人材育成計画 '20 (Tokyo Global STAGE '20)」を策定した。今後は、本計画を基軸としたグローバル人材の育成を着実に推進していく必要がある。

主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

1 小学校における英語教科化の推進

平成29年度まで実施してきた英語教育推進地域事業における成果を、区市町村教育委員会と連携して小学校に周知を行うとともに、指導主事連絡協議会や学校への訪問を通してその充実を図る。

また、平成32年度からの小学校英語教科化に向け、英語の専科指導教員の配置など、新学習指導要領に対応した指導体制を整備する。

さらに教員採用選考において、小学校全科（英語コース）の選考を実施し、英語の4技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

◇主要事務事業（例）

- 小学校英語教科化に向けた指導体制の整備
- 英語教育を推進する教員の採用

2 中学校における英語教育の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」の普及・啓発を行い各学年で実施するとともに、各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

また、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」の取組を推進する。

さらに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした指導力向上の研修を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実
- 中学校英語教育推進モデル地区
- 中学校英語教育検討委員会の設置
- 中学校英語科教員を対象とした研修

3 高等学校における英語教育の充実

高校において、生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET青年」という。）を配置し、授業でのチーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト」（TEEP）においてJET青年を活用するなどして、学校生活の中で、生徒が日常的に英語に触れる機会の拡大に引き続き寄与していく。

また、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校等における「東京グローバル10」の指定を継続する。あわせて、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導することを目的に平成28年度に指定した「英語教育推進校」40校についても、教育環境の整備などの支援を引き続き行っていく。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

さらに、平成29年12月の「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」の報告を受け、現在の入学者選抜で実施されていない「話すこと」の評価を今後行っていくため、課題となる事項について、具体的に検討していく。

◇主要事務事業（例）

- JETプログラムによる外国人指導者の活用
- 「東京グローバル10」の指定継続
- 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）の実施
- 「英語教育推進校」事業
- 都立高等学校入学者選抜に係る英語検査改善

4 学校外における英語に触れる環境の充実

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」（TGG）を平成30年9月に開設する。

◇主要事務事業（例）

- 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」（TGG）の開設

主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

1 国際交流の推進

海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立学校における姉妹校交流をはじめとする海外との学校間交流を拡充する。

また、都立学校への留学生の受入れを拡充し、日本型教育や日本文化、東京の暮らしなど、東京の魅力を体感してもらう「東京体験スクール」を引き続き実施する。

さらに、様々な分野・組織で国際貢献できる人材に必要な語学・異文化理解や使命感等の素養を育成するため、国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

加えて、都内全公立学校を対象に、各学校のニーズに応じてきめ細かな支援を行う国際交流コンシェルジュを創設する。

◇主要事務事業（例）

- 都立高等学校における姉妹校交流事業等の拡充
- 都立高等学校等における留学生受入れの促進
- 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成
- 国際交流コンシェルジュの創設

2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を輩出するため、都立高等学校等の生徒 200 名を対象として「次世代リーダー育成道場」を実施し、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、使命感等を育成した上で海外留学を経験させる。

さらに、都立国際高等学校の国際バカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 「次世代リーダー育成道場」の充実
- 都立国際高等学校における国際バカロレアの推進

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

世界に通用する人材を育成する都立高校として、国際色豊かな学習環境を整備した都立新国際高等学校（仮称）の設置準備を進める。

また、語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校の設置準備を進め、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

◇主要事務事業（例）

- 都立新国際高校（仮称）の設置準備
- 都立小中高一貫教育校の設置準備

主要施策 5 日本人としての自覚と誇りの涵^{かん}養

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成するために、外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験等を行うことが大切である。

都内全公立学校で実施している「東京都オリンピック・パラリンピック教育」では、育成すべき重要な五つの資質の一つに「日本人としての自覚と誇り」を掲げ、児童・生徒に我が国の伝統や文化とその価値に対する理解を深めさせている。また都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解を促進するとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を推進している。

都立高校生一人一人が、我が国の伝統芸能に親しむことを通して、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、平成30年度までに、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）、希望する定時制・通信制高等学校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援する。

さらに2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会及び平成34年度の第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向け、都立高等学校の文化部活動を充実させ、東京の芸術文化の魅力を全国・世界へ発信する。

◇主要事務事業（例）

- 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用
- 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施
- 都立高等学校における文化部活動の振興

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、互いに思いやる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養^{かん}を図るとともに、規範意識や豊かな心を育むことが大切である。

また、子供たちの社会的自立を促すために、家庭や地域・社会との連携を図りながら、社会貢献への意識を育み、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感等を高め、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育が求められる。

さらに、自然災害の発生時に、「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動し地域に貢献できる人材となれるよう、防災教育の一層の充実が必要である。

加えて、「小1問題」に適切に対応するための就学前教育の充実、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する適切な支援を進めることも必要である。

主要施策6 人権教育の推進

1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

主要施策 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

1 小・中学校における考え議論する道徳の推進

道徳教育の一層の充実を図るため、東京都が作成・配布した、『特別の教科 道徳』移行措置対応「東京都道徳教育教材集」及び「特別の教科 道徳 指導読本」の活用、「東京都道徳教育推進拠点校」（中学校）及び「東京都道徳教育推進モデル校」（小学校）による道徳の教科化に向けた取組を推進する。

また、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図るため、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施する。

◇主要事務事業（例）

- 道徳の教科化に向けた取組の推進
- 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実
- 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの実施
- 道徳授業地区公開講座の充実

2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

平成 28 年度から全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置している。これにより、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。そして、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について継続して研修を行う。

◇主要事務事業（例）

- 都独自教科「人間と社会」の実施

主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

1 キャリア教育の推進

生徒に社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、全中学校で職場体験活動等の取組を実施するとともに、講師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

また、全都立高校において必修教科として設置している、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を中心として、高校生一人一人が社会の一員であることを自覚し、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

さらに、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整え、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

あわせて、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討、商業教育の改革を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育成するため、東京の産業や身近な企業等を学習する新科目の開発や、企業等と共同して教育活動を支援する組織「商業教育コンソーシアム東京」の設置などにより、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校で実施するとともに、専門学科高校向けのプログラムを試行的に導入する。

◇主要事務事業（例）

- 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進
- 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）
- インターンシップ事業の促進
- キャリア教育の年間指導計画の作成
- キャリア教育推進者への情報提供
- 全都立学校への全国紙配布
- ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

2 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）・「防災標語コンクール」（中学校第一学年対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

また、全都立高等学校において、災害時に自分の身を守りつつ地域での救援活動等に貢献できる人材を育成するために、一泊二日の宿泊防災訓練等を通じて、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。全都立特別支援学校では、首都直下地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。

さらに、防災への高い使命感と奉仕の精神を併せ持った防災リーダーを育成するため、都立高等学校等の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進
- 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施
- 「合同防災キャンプ」の実施

主要施策 9 不登校・中途退学対策

1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援

不登校の児童・生徒の学校復帰を支援する施設として、各区市町に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を確実に行う。

また、教員が児童・生徒の心身の状態を十分に理解し、より適切な働き掛けなどの対応が行えるよう、特定の地区における試案の活用実績を踏まえ、不登校対策に資する手引を作成する。

さらに、学校に通いたい但在籍校には戻れない不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、新たに不登校特例校の設置が必要であると判断した区市町村教育委員会に対し、支援を行う。

◇主要事務事業（例）

- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- 新たな不登校を生まないための手引の作成
- 不登校特例校の設置支援

2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校（要請派遣校）に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。また、多様かつ複雑な不登校・中途退学の課題の早期解決に向け、より専門性の高いユースソーシャルワーカー（主任）の配置を順次拡大するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実・強化を図る。

また、不登校の生徒や中途退学者の多い都立高等学校において、その対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を定め、学級担任への助言、自立支援チームや関係機関との連絡・調整などを行い、組織的な取組を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 都立学校における不登校・中途退学対策
- 都立学校における「自立支援チーム」の取組

3 チャレンジスクールの拡充

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた取組を推進する。

◇主要事務事業（例）

- チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進

4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、意見交換会の開催や、文部科学省における民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究の成果を踏まえ、フリースクール等民間施設・団体等との連携を推進する。

◇主要事務事業（例）

- フリースクール等民間施設・団体等との意見交換会等の実施

主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の質の向上について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」等の指導資料の活用を促進する。

また、「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」からの提言を受け、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続に向けた教育課程等の具体化及び効果検証の方法等を明らかにするために、就学前教育及び小学校教育の一層の充実を図るためのモデル実施に向けた取組を展開する。

◇主要事務事業（例）

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実
- 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備

都立高等学校において、日本語指導が必要な在京外国人生徒が早期に日本語を習得し、円滑な学校生活を送ることができる教育条件を提供する在京外国人生徒対象枠について、既募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえながら、今後の適切な募集規模について検討する。

◇主要事務事業（例）

- 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定
- 日本語指導外部人材活用事業の実施

取組の方向 4 子供たちの健全な心を育む取組

【施策の必要性】

東京都は、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき、都教育委員会が「いじめ総合対策」を策定し、全ての学校において、学校全体による組織的な対応を推進してきた。しかしながら、全国的には、いじめによる問題や子供たちによる暴力行為、自殺など、生命に関わる重大な事案が後を絶たない現状もあり、引き続き、全教職員による組織的な取組の徹底や、子供たちや家庭に対する効果的な支援を行うことが大切である。

また、情報社会の進展に伴い、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒が情報社会での行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、情報機器の使用による健康との関わりを理解する力を身に付けさせることが必要である。

主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 「いじめ総合対策【第 2 次】」の着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成 29 年 2 月に策定した「いじめ総合対策【第 2 次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

◇主要事務事業（例）

- 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底
- 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
- 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進
- 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実
- 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

2 自殺予防対策に関する取組の徹底

平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」に基づき、互いに尊重し合いながら生きることの意識の涵養^{かんよう}や困難な事態等における対処の仕方を身に付けさせることが、学校の努力義務として示された。

それを踏まえ、児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行うなど、組織的な取組の徹底を図るとともに、学校において、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識の涵養^{かんよう}に加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けさせる指導の充実を図る。

◇主要事務事業（例）

- 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底
- 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催
- 学校における自殺予防教育充実のためのDVD教材の活用の促進

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決に向けて、児童・生徒を支援する体制を構築するために、教職員、保護者、その他の相談窓口等に相談しやすい環境を整備し、各学校における定期的なアンケートや面接の実施、スクールカウンセラーの活用の促進、都教育相談センター等の相談窓口の周知等と合わせて、教職員の対応力向上を目指した校内研修等の充実を図る。

◇主要事務事業（例）

- 教職員研修の充実
- 相談しやすい環境づくりの促進
- スクールカウンセラー活用事業の推進
- 電話による相談体制の強化
- SNSを活用した教育相談体制の検討

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察・児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能強化を図り、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進する。

◇主要事務事業（例）

- 「学校サポートチーム」の機能強化
- スクールソーシャルワーカー活用事業の推進
- 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

主要施策 1 2 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づき、補助教材「SNS東京ルール」の配布・活用、推進校の指定、情報モラル講座の実施等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進する。

また、有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象にネット監視を行うとともに、児童・生徒のインターネット等の利用状況調査を行い、実態を把握する。

◇主要事務事業（例）

- SNS等の適正な使い方の啓発強化
- インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

【施策の必要性】

科学技術や高度情報化の進展に伴う生活の利便化により、日常生活における身体活動がますます減少していく時代にあつて、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させ基礎体力を十分に高めていくことが重要である。

また、自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたつて、主体的に健康を保持増進しようとする態度を養うことも重要である。

主要施策13 体力向上を図る取組の推進

1 「アクティブプラン to 2020」の推進

東京2020大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to 2020—総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）—」に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

小学校では、健康教育を中心とした体力向上、健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。

また、中学校全校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

さらに、高等学校において「パワーアップハイスクール」を指定し、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒の体力向上に向けた具体的な取組を実践するとともに、成果を他校に発信して高校生の体力の底上げを図る。

東京2020大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を、「スポーツ特別強化校」と指定し、都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

◇主要事務事業（例）

- 東京都統一体力テストの実施
- 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進
- 中学生「東京駅伝」大会
- コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及
- 小学校における「アクティブライフ研究実践校」の指定
- 中学校における「アクティブスクール」の展開、「スーパーアクティブスクール」の指定
- 高等学校における「パワーアップハイスクール」の指定
- 部活動による競技力向上
- 運動部活動の振興

主要施策 1 4 健康づくりの推進

1 健康教育の推進

がん等の重要な健康課題に対応するため、各学校に指導資料等を配布するとともに、モデル授業の事例を周知してがん教育を推進する。また、性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を促すため、「性教育の手引」を改定し、性に関する指導の充実を図る。

◇主要事務事業（例）

- がん教育の充実
- 性に関する指導の充実

2 アレルギー疾患対策の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進する。

◇主要事務事業（例）

- アレルギー疾患対策の推進

3 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」として学校給食を活用した食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制の整備を行うとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

◇主要事務事業（例）

○食育の推進

取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

【施策の必要性】

東京 2020 大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を全校で展開することを通して、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服する取組を推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくことが求められる。

また、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していくことが重要である。

主要施策 15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるようなレガシーを形成するため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校においては、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として学校全体で組織的・計画的に展開する。

本教育では、共生社会形成のために必要となる五つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進し、特に、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質を重視する。

また、本教育の成果が、東京 2020 大会以降も持続するための仕組みづくりとして、東京ユースボランティア・バンクの充実、パラスポーツ指導者講習会の継続実施、大使館等との連携の拡大などを推進していく。

◇主要事務事業（例）

- オリンピック・パラリンピック教育の全校展開
- 東京ユースボランティアの拡充
- パラスポーツ指導者講習会・パラスポーツ交流大会の実施
- 世界ともだちプロジェクトの拡大
- オリンピック・パラリンピック教育アワードの実施
- オリンピック・パラリンピアン等の学校派遣の実施
- スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）
- 被災地等との連携によるパラスポーツ交流体験

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

【施策の必要性】

教員の大量退職、大量採用によってベテラン教員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況がある中、新規に採用される教員に対し、豊かな人間性と組織人としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成することが求められる。

また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するとともに、新たな教育課題に的確に対応するため、選考内容・方法の改善に継続的に取り組むことが必要である。

さらに、教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成、管理職としての資質・能力を有する人材の計画的な育成が必要である。

主要施策 16 優秀な教員志望者の養成と確保

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成

豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、東京教師養成塾では、教員を養成している大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び各指定校と連携し、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力が身に付けられるよう育成する。

教職大学院連携事業では、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保するため、高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実させ、大学学部段階では身に付けることができない実践的、専門的な知識・能力を身に付けさせるよう育成する。

◇主要事務事業（例）

- 「東京教師養成塾」の充実
- 教職大学院との連携の充実

2 優秀な教員志望者の確保

優秀な教員の確保を図るため、教員採用選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を一層推進する。

また、グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成 32 年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、英語の 4 技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

◇主要事務事業（例）

- 優秀な教員志望者の確保

主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を得させるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、教育公務員特例法の改正や新学習指導要領完全実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修等の年次研修、東京教師道場等のリーダー養成研修、教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、内容の充実を図る。

さらに、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に研修動画を配信する。

あわせて、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計するため、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」に様々な教育情報を掲載するなどして、一層の活用・充実を図る。

加えて、通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

◇主要事務事業（例）

- 教員経験に応じた教員研修の充実
- 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施
- 全教員の研修履歴自己管理システム「マイ・キャリア・ノート」の活用・充実
- 研修動画の制作・WEBによる配信

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上

都内の公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、平成32年度からの小学校での英語教科化を円滑に実施するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施する。また、パフォーマンステストの普及・啓発を行うとともに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした研修を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修
- 中学校英語科教員を対象とした研修

3 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の^{かん}涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

◇主要事務事業（例）

- 指導教諭の計画的任用
- 指導教諭の活用

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。

また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

さらに、実際の指導事例を映像化したDVDを服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

◇主要事務事業（例）

- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

5 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」を活用し「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 教職員のメンタルヘルス対策
- 都立学校教職員の健康診断
- 都立学校の安全衛生管理

主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成

1 学校のリーダーを育成する支援の充実

人材育成や一部の指導事務の経験や能力を必要とする副校長業務を軽減するため、平成 29 年度に小学校 6 校、中学校 6 校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成 30 年度は 120 校に拡大し、平成 30 年度・同 31 年度の 2 か年間で引き続き検証を行う。

また、各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、平成 26 年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座、学校リーダー育成特別講座）について、教育管理職 B 選考の受験資格見直しに伴い、平成 29 年度から対象を拡大し研修の更なる充実を図っている。

◇主要事務事業（例）

- 学校マネジメント強化モデル事業
- 学校リーダー育成プログラム

2 教育管理職選考制度等の改善

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、これまで主幹教諭及び指導教諭を対象としていた教育管理職選考B選考の受験資格を、平成29年度選考から、46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大しており、今後とも教育管理職選考受験者の確保に取り組んでいく。

さらに、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を活用する。

◇主要事務事業（例）

- 教育管理職選考制度等の改善
- 全教員の研修履歴自己管理システム「マイ・キャリア・ノート」の活用・充実（再掲）

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

【施策の必要性】

大学入試改革及び学習指導要領改訂への対応、グローバル人材の育成など、都立高校を取り巻く新たな課題に的確に対応していくためには、平成 28 年 2 月に策定した都立高校改革推進計画・新実施計画の着実な推進が求められる。

また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡充などが必要である。

さらに、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する一方、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響が危惧される場所である。このことより、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

加えて、学校施設についても、発災時における避難所としての防災対策の推進、授業改善に向けた ICT 環境の整備、特別教室の冷房化等を進める必要がある。

主要施策 19 都立高校改革の着実な推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

◇主要事務事業（例）

- 都立高校改革の推進
- 「理数アカデミー校」の充実（再掲）
- 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施（再掲）
- 都立国際高等学校における国際バカロレアの推進（再掲）
- 都立新国際高校（仮称）の設置準備（再掲）
- 都立小中高一貫教育校の設置準備（再掲）
- チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進（再掲）

主要施策 20 特別支援教育の着実な推進

1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成していくため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学びの場における指導と教育環境の更なる充実、職業教育、防災教育やスポーツ・芸術教育等の変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、区市町村教育委員会や教員の専門性向上等の特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組む。

◇主要事務事業（例）

- 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進
- 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）
- 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進
- 医療的ケアの充実
- 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策
- 都立特別支援学校における芸術・スポーツの振興

主要施策 2 1 学校運営力の向上

1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るために、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」により、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を行っていく。

また、都立学校において校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを進める。

◇主要事務事業（例）

- 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）
- スクール・サポート・スタッフ配置支援事業
- 働き方改革に係る計画策定への支援
- 働き方改革に係る独自取組支援
- タイムマネジメント力向上に係る支援
- 学校徴収金事務の効率化に係る支援
- 出退勤管理システムの導入支援
- 統合型校務支援システムの導入支援
- 部活動指導員（再掲）
- 小学校英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）
- 研修動画の制作・WEBによる配信（再掲）
- 校長のリーダーシップに基づく組織的 school 運営の推進

主要施策 2.2 学校の教育環境整備

1 耐震化の推進

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化推進及び支援を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 公立小・中学校等における震災対策の推進
- 都立学校における震災対策の推進

2 トイレ整備の推進

公立小・中学校等において、児童・生徒等にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ整備を実施する。

また、都立学校についても生徒が安心して学習・生活できる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業
- 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

3 冷房化の推進

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室又はそれに準じた教室）の冷房化について支援を行う。

また、都立高等学校についても理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 公立学校施設冷房化支援特別事業
- 都立学校における冷房化の推進

4 ICT環境整備の更なる推進

小・中学校における「タブレット端末1人1台専用」の学習環境整備という考え方を踏まえ、都として、区市町村立学校のICT環境整備の指針となるよう、ICT機器の活用及び効果について検討を行い、実証研究につなげていく。

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。

また、都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。

さらに、将来の都立学校において、AI・ビッグデータ等のICT技術により、学校教育の課題解決を図ることを目指した「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、BYODの実証研究を行うモデル校を指定する。

◇主要事務事業（例）

- 小・中学校におけるICT利活用モデル検証事業
- 公立小・中学校ICT教育環境整備支援事業
- ICT環境整備の推進
- 都立学校スマートスクール構想に向けた取組

5 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

◇主要事務事業（例）

- 公立小・中学校等防犯設備整備事業

6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討

学校教育の質の更なる向上や学校の働き方改革に資するため、外部人材の確保等に向けた支援方法や効率的・効果的な学校業務の在り方等について検討する。

◇主要事務事業（例）

- 新たな支援方法等に向けた検討

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

【施策の必要性】

保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようにするため、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。

また、子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合い、一体となった取組を進めていくことが重要である。

主要施策 2 3 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

◇主要事務事業（例）

- 学校と家庭の連携推進事業

主要施策 2 4 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図るとともに、一体となった取組を進めていく。

◇主要事務事業（例）

- 道徳授業地区公開講座の充実（再掲）
- 親子防災体験（再掲）
- 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進（再掲）
- SNS等の適正な使い方の啓発強化（再掲）

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

【施策の必要性】

社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育が提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要である。

また、子供たちの健全育成を推進するために、学校や地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが重要である。

主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

さらに、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備する。地域連携推進モデル校を指定し、地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」を推進する。

◇主要事務事業（例）

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実
- 「地域学校協働活動本部」の設置・促進の充実
- 「地域連携推進モデル校」の指定

主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

1 小・中学校における取組の推進（再掲）

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援などの活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

◇主要事務事業（例）

- 「放課後子供教室」の促進（再掲）
- 「地域未来塾」の促進（再掲）
- 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）

2 高等学校における取組の推進（再掲）

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施し、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

◇主要事務事業（例）

- 「校内寺子屋」の推進（再掲）